

商品名等 (電気用品名等)	現地組立式照明器具付きショーケース
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 店舗等の現場(納入先)において、店装事業者や電気事業者等がガラスや照明器具等を組み込み完成させる家具としてのショーケースである。</p> <p>構造、仕様、意匠 別途工場等でも完成させることが可能なもの、又は部品の配置等が現場の判断で行われ、あらかじめ工場等では完成させることができないものがある。</p> <p>主な使用者、販売先 一般店舗等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上その他の交流用電気機械器具中、「電灯付家具」として取り扱う。</p> <p>(理由) ショーケースは日本標準商品分類上「家具」に該当し、本製品はこれに照明器具を組み込んだものであることから「電灯付家具」として取り扱うのが妥当と判断する。</p> <p>(注) 本件に関しては、届出事業者の判断についても「電気用品安全法に関する質問について」において掲載しておりますので、あわせてご覧ください。</p>	